

二 タクシー事業者が道路運送法第二十七条第三項の規定に基づく国土交通省令の規定に違反しなければタクシーの運転者として選任されることができない者であること。

三 タクシーの運転者の業務の取扱いに係る輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定める試験に合格していないこと。

四 指定地域にあつては、当該指定地域に係る国土交通省令で定める運転の経歴を有しておらず、又は第四十八条の規定により国土交通大臣の行う輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験に合格していないこと。

五 当該単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているもの以外の者であること。

六 現に第九条第二項又は第三項の規定による処分を受けていること。

七 國土交通大臣は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を示してその旨を申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更等の届出)

第八条 登録運転者は、次に掲げる場合には、直ちにその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一 第五条第二項第一号から第三号までに掲げる事項に変更があつたとき。

二 登録運転者が前条第一項第一号、第二号又は第五号に該当することとなつたとき。

三 第十条第二項の規定により登録の効力が停止されている場合において、同項の国土交通省令で定める事由の存続する期間が短縮されたとき。

四 前項の届出をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、その事由を証する書面を添附し、又は申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならない。

五 國土交通大臣は、第一項の届出を受理したときは、第十条第一項の規定により登録を消除する場合を除き、届出があつた事項を登録しなければならない。

(登録の取消し等)

第九条 國土交通大臣は、登録運転者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録運転者となる前二年以内に第一号、第三号若しくは第四号に該当していたことが判明したときは、その登録を取り消すことができる。

一 この法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令に違反する行為をし、又は一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者の業務に關し当該事業の用に供する自動車の運転者としてこの法律、道路運送法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反する行為をしたとき。

二 第十八条の二の規定による命令に係る講習を受けないとき。

三 道路運送法第二十九条の規定による届出がされた重大な事故（国土交通省令で定めるものに限る。）を引き起こしたとき。

四 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の職務に關して輸送の安全又は利用者の利便を確保することが困難となるおそれがある著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

五 不正の手段により登録を受けていたとき。

六 國土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消すときは、当該登録運転者について、二年内の期間を定めて登録を行わない旨の決定をしなければならない。

七 國土交通大臣は、登録運転者が第一項各号の一に該当した場合において同項の処分前にその登録の消除が行なわれたときは、その者について、二年内の期間を定めて登録を行わない旨の決定をすることができる。

八 國土交通大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、直ちにその旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(登録の消除)

第十条 國土交通大臣は、登録運転者が次の各号の一に該当するときは、その登録を消除しなければならない。

一 前条第一項の規定により登録を取り消されたとき。

二 第七条第一項第一号又は第二号に該当しているとき。

三 その雇用者として登録されているタクシー事業者に雇用されなくなり、又はタクシーの運転者として選任されなくなつた後、国土交通省令で定める期間を経過したとき、又は登録の効力を申請したとき。

四 前条の規定にかかるわらず、国土交通大臣は、登録運転者が国土交通省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当するときは、その事由を登録し、その事由の存続する期間、登録の効力を停止しなければならない。

五 國土交通大臣は、第一項（第三号を除く。）の規定により登録を消除し、又は前項の規定により登録の効力を停止したときは、直ちにその旨を次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる者に通知しなければならない。

一 第一項第一号に該当する場合 登録の消除に係る者を雇用しているタクシー事業者

二 第一項第二号に該当する場合（前項の規定により登録の効力を停止する場合を含む。） 登録の消除又は効力の停止に係る者及びその者を雇用しているタクシー事業者

三 國土交通大臣は、前条第一項の消除に係る原簿に次の事項を記載して国土交通省令で定める期間これを保存しておかなければならぬ。

一 登録の消除の事由（その事由が登録の取消しによるものであるときは、登録の取消しの事由）

二 第九条第二項又は第三項の処分があつたときは、登録を行なわないこととされている期間（原簿の謄本等）

三 第十二条 登録運転者は、国土交通大臣に対し、その者に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

一 タクシー事業者は、国土交通大臣に対し、営業所を設けている単位地域に係る原簿の謄本の交付又は閲覧の請求をすることができる。

第二節 登録タクシー運転者証等

（運転者証の表示）

第十三条 タクシー事業者は、登録運転者（第十条第二項の規定によりその登録の効力が停止されている者を除く。）で第七条第一項第一号又は第二号に該当していないものをタクシーに運転者として乗務させるとときは、当該登録運転者に係る登録タクシー運転者証（以下「運転者証」という。）を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

（運転者証の交付）

第十四条 國土交通大臣は、タクシーの運転者として登録運転者を雇用しているタクシー事業者の申請により、当該登録運転者の登録に係る単位地域ごとに当該登録運転者に係る運転者証を交付する。

（運転者証の記載事項の訂正）

第十五条 タクシー事業者は、交付を受けている運転者証の記載事項に変更があつたときは、直ちに当該運転者証を国土交通大臣に提出して、訂正を受けなければならぬ。

（運転者証の返納等）

第十六条 タクシー事業者は、その雇用する登録運転者について次の事由があつたときは、直ちに当該登録運転者又は登録運転者であつた者に係る運転者証を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 第七条第一項第一号又は第二号に該当すること（第十条第二項の国土交通省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当する場合を除く。）となつたことを知つたとき。

二 退職したとき。

三 当該登録運転者の登録に係る単位地域内の営業所に配置するタクシーの運転者として選任することをやめたとき。

四 第十条第一項第一号の事由による登録の消除に係る同条第三項の通知を受けたとき。

- | | |
|-------|--|
| 2 | タクシー事業者は、その雇用する登録運転者が第十条第二項の国土交通省令で定める事由により第七条第一項第一号に該当することとなつたことを知つたときは、直ちに当該登録運転者に係る運転者証を国土交通大臣に提出しなければならない。 |
| 3 | 国土交通大臣は、前項の規定により運転者証が提出されたときは、第十条第二項の国土交通省令で定める事由の存続する期間中、当該運転者証を領置するものとする。
(運転者証の再交付) |
| 第十七条 | タクシー事業者は、運転者証をよこし、損じ、又は失ったときは、その再交付を受けることができる。 |
| 第十八条 | タクシー事業者は、運転者証を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。
(講習の命令) |
| 第十九条 | 国土交通大臣は、タクシー事業者に対し、その雇用する登録運転者で特にその業務の取扱いの改善を図る必要があると認められるものに、輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する講習として国土交通省令で定めるものを受けさせよう命ずることができる。 |
| 第二十条 | 登録運転者は、国土交通大臣に対し、第九条第三号に規定する重大な事故の有無その他の当該登録運転者の業務の取扱いに関する経歴に係る国土交通省令で定める事項を記載した書面(次項において「登録運転者業務経歴証明書」という。)の交付を申請することができる。 |
| 第二十一条 | 前項の規定による申請を受けた国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、登録運転者業務経歴証明書を交付するものとする。 |
| 第二十二条 | 第三節 登録実施機関 |
| 第二十三条 | 登録実施機関は、登録事務等を行なう場合において、当該事務を行なう場合に通知するものとする。 |
| 第二十四条 | 登録実施機関には、登録諮詢委員会を置かなければならない。 |
| 第二十五条 | 登録諮詢委員会は、登録実施機関の代表者等(法人等でない登録実施機関にあつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下この条において同じ。)の諮詢に応じ登録事務等の実施に関する調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を登録実施機関の代表者等に述べることができる。 |
| 第二十六条 | 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 |
| 第二十七条 | この法律若しくは道路運送法又はこれらに基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者 |
| 第二十八条 | 第三十条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者 |
| 第二十九条 | 法人等(法人又は団体をいう。以下同じ。)であつて、その業務を行う役員等(法人の役員又は団体の代表者若しくは管理人をいう。以下同じ。)のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの |
| 第三十条 | 第一項の登録は、登録実施機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。 |

(秘密保持義務等)

第二十五条 登録実施機関の登録事務等に従事する役員等（法人等でない登録実施機関があつては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮問委員会の委員又はこれらの職にあつた者は、登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録実施機関の登録事務等に従事する役員等及び職員並びに登録諮問委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十六条 登録実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができる方式）で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がさされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、国土交通大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければならない。

2 原簿への登録を申請しようとする者その他の利害関係人は、登録実施機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録実施機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

(登録事務等の休廃止)

(適合命令)

(休止)

(登録事務等の休廃止)

第三十一条 登録実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録事務等に關し国土交通省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第三十二条 国土交通大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

1 第十九条第一項の登録をしたとき。

2 第二十二条の規定による届出があつたとき。

3 第二十七条の許可をしたとき。

4 第三十一条の規定により登録を取り消し、又は登録事務等の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

5 第三十一条の三第一項の規定により国土交通大臣が登録事務等の全部若しくは一部を行なうこととするとき、又は自ら行つて登録事務等の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

(審査請求)

第三十二条の二 登録実施機関が行う登録事務等に係る処分又はその不作為については、国土交通大臣に対し審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録実施機関の上級行政庁とみなす。

(国土交通大臣による登録事務等の実施)

第三十二条の三 国土交通大臣は、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を停止したとき、第三十条の規定により登録実施機関に対し登録事務等の全部若しくは一部を停止を命じたとき、又は登録実施機関が天災その他の事由により登録事務等の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その登録事務等の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 国土交通大臣が前項の規定により登録事務等の全部若しくは一部を停止する場合、登録実施機関が第二十七条の許可を受けて登録事務等の全部若しくは一部を廃止する場合又は国土交通大臣が第三十条の規定により登録を取り消した場合における登録事務等の引継ぎその他の必要な事項については、国土交通省令で定める。

(手数料)

(第四節 補則)

(第三章 タクシー業務適正化事業)

第三十三条 国土交通大臣に対して、登録の申請をする者、第十二条第一項若しくは第二項の交付若しくは閲覧の請求をする者、第十四条の交付を申請する者、第十五条の訂正を申請する者、第十七条の再交付を申請する者又は第十八条の三第一項の交付を申請する者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣に納付しなければならない。

(適正化事業実施機関の指定)

第三十四条 特定指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの（以下「適正化事業実施機関」という。）は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

2 タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導

2 タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修

3 タクシー乗場その他タクシー事業の利用者からの苦情の処理

4 タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違

反する行為の防止及び是正を図るための指導

2 前項の指定は、指定を受けようとする者の申請により行なう。

2 前項の指定は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当していると認めるとき

1 現に当該特定指定地域について適正化事業実施機関があること。

- 二 申請者が一般財團法人以外の者であること。
- 三 申請者が前条第一項各号の業務（以下「適正化業務」という。）を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。
- 四 申請者が適正化業務以外の業務を行ふ場合には、次の業務以外の業務を行うものであること。
- イ 登録事務等
- ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の利用者の利便の増進に資する業務
- ハ 一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運転者の福利厚生のための共同施設の設置及び運営その他一般乗用旅客自動車運送事業の業務の改善に資する業務
- 五 申請者が第四十条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。
- 六 申請者の役員が適正化業務に従事するもののうちに、禁錮以上の刑に処せられ、又は執行を終り、又は執行を受け法律若しくは道路運送法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者があること。
- （適正化事業実施機関の公示等）
- 第三十五条の二** 国土交通大臣は、適正化事業実施機関の指定をしたときは、その名称、住所、指定期に係る特定指定地域、適正化業務を実施する事務所の所在地及び適正化業務の実施を開始する日の官報で公示しなければならない。
- 2 適正化事業実施機関は、その名称、住所又は適正化業務を実施する事務所の所在地を変更しようとするとときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- （事業計画等）
- 第三十六条** 適正化事業実施機関は、毎事業年度開始前に、適正化業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受ける場合には、適正化業務以外の業務に係る事業計画、収支予算及び資金計画を添付しなければならない。
- 3 適正化事業実施機関は、毎事業年度経過後三月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。
- （負担金の徴収）
- 第三十七条** 適正化事業実施機関は、毎事業年度、第三十四条第一項の負担金の額及び徴収方法について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該適正化事業実施機関の指定に係る特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。
- 3 タクシー事業者は、前項の通知に従い、適正化事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う。
- 4 第二項の通知を受けたタクシー事業者（以下この条において「納付義務者」という。）は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき国土交通省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。
- 5 適正化事業実施機関は、国土交通省令で定める事由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の納付を免除することができる。
- 6 適正化事業実施機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない。この場合において、その期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。
- 7 適正化事業実施機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第四項の規定による延滞金を納付しないときは、国土交通大臣にその旨を申し立てることができる。

8 国土交通大臣は、前項の申立てがあつたときは、納付義務者に対し、適正化事業実施機関に負担金及び第四項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

（区分経理）

第三十八条 適正化事業実施機関は、国土交通省令で定めるところにより、適正化業務に関する経理と適正化業務以外の業務に関する経理とを区分して整理しなければならない。

（適正化事業諮問委員会）

（監督命令）

第三十九条 適正化事業実施機関には、適正化事業諮問委員会を置かなければならない。

2 適正化事業諮問委員会は、適正化事業実施機関の代表者の諮問に応じ負担金の額及び徴収方法その他の適正化業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を提出することができる。

第三十九条の二 適正化事業実施機関の代表者は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシー事業の利用者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて適正化事業実施機関の代表者が任命する。

（役員の選任及び解任等）

（監督命令）

第三十九条の三 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、適正化事業実施機関に対し、適正化業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（指定の取消し）

第四十条 国土交通大臣は、適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三十条第一項の指定を取り消すことができる。

一 第三十五条第三号又は第四号に該当することとなつたとき。

二 この法律、この法律に基づく命令又は第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、適正化業務を行つたとき。

三 第三十七条第一項の認可を受けず、又は同項の認可を受けた事項に違反して、負担金を徴収したとき。

四 第三十九条の二第二項又は前条の規定による処分に違反したとき。

五 不當に適正化業務を実施しなかつたとき。

第四十一条 前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

（指定を取り消した場合における経過措置）

第四十二条 前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合において、国土交通大臣がその取消し後に同一の特定指定地域について新たに適正化事業実施機関を指定したときは、取消しに係る適正化事業実施機関の適正化業務に係る財産は、新たに指定を受けた適正化事業実施機関に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により第三十四条第一項の指定を取り消した場合における適正化業務に係る財産の管理その他所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

削除

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第四十三条 国土交通大臣は、特定指定地域内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる運送の引受けの適正化を図るために必要があると認めるときは、タクシー乗場を指定し、かつ、旅客のタクシーへの乗車を禁止する地区及び時間を指定することができる。

2 タクシー事業者は、前項の指定をされた地区及び時間においては、同項の指定をされたタクシ一乗場以外の場所でタクシーに旅客を乗車させてはならない。

3 国土交通大臣は、第一項の指定をするときは、当該指定をする地区に係る都道府県公安委員会及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路の管理者に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、第一項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシー乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

(タクシー等に関する届出)

第四十四条 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者は、指定地域内の営業所にその事業の用に供する自動車を配置しようとするときは、あらかじめ、当該自動車について道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車登録番号、タクシー又はハイヤーの別その他の国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(タクシーである旨の表示等)

第四十五条 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者は、その事業の用に供する自動車で指定地域内の営業所に配置するものに、国土交通省令で定めるところにより、タクシー又はハイヤーである旨の表示その他の一般乗用旅客自動車運送事業の業務の適正化のために必要と認められる国土交通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示し、又は装着する場合及び国土交通省令で定める場合を除き、自動車に同項の表示事項若しくは装置又はこれらに類似するものを表示し、又は装着してはならない。
(個人タクシー事業者乗務証)

第四十六条 タクシー事業者（法人である者を除く。）は、タクシーに自ら乗務するときは、その者に係る個人タクシー事業者乗務証（以下「事業者乗務証」という。）を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに表示しなければならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

3 第三十三条の規定は、前項の場合について準用する。

(不正表示の禁止)

第四十七条 何人も、第十三条又は前条第一項の規定により表示する場合及び国土交通省令で定める場合を除き、タクシーに運転者証若しくは事業者乗務証又はこれらに類似するものを表示してはならない。
(輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験)

第四十八条 国土交通大臣は、指定地域ごとに、国土交通省令で定めるところにより、タクシーの運転者になろうとする者に対し、当該指定地域に係るタクシー事業の業務に必要な輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行う。

2 前項の試験を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣に納付しなければならない。
(試験事務の代行)

第四十九条 国土交通大臣は、申請により、指定地域（特定指定地域を除く。）にあつては当該指定地域に係る登録実施機関に、特定指定地域にあつては当該特定指定地域に係る登録実施機関又

は適正化事業実施機関に、前条第一項の試験の事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 登録実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「登録実施機関」とする。

3 適正化事業実施機関が試験事務を行う場合における第七条第一項第四号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣」とあるのは、「適正化事業実施機関」とする。

4 第一条の規定により登録実施機関又は適正化事業実施機関が試験事務を行うときは、前条第二項の手数料は、当該登録実施機関又は適正化事業実施機関に納付するものとする。この場合において、納付された手数料は、当該登録実施機関の収入とする。

5 国土交通大臣は、登録実施機関又は適正化事業実施機関が次の各号のいずれかに該当するときは、試験事務を行わせてはならない。

1 次項若しくは第七項において準用する第二十三条第一項又は次項若しくは第七項において読み替えて準用する第三十六条第一項の認可を受けた事項に違反して、試験事務を行ったとき。
2 次項若しくは第七項において準用する第二十三条第三項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定による処分に違反したとき。

3 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定は、登録実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に關する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「職員若しくは登録諮詢委員会の委員」とあるのは「職員」と、同条第二項中「職員並びに登録諮詢委員会の委員」とあるのは「職員」と、第三十六条第一項中「收支予算及び資金計画」とあるのは「及び收支予算」と読み替えるものとする。

4 第二十三条、第二十五条、第三十六条第一項、第三十九条の二及び第三十九条の三の規定は、適正化事業実施機関が試験事務を実施する場合について準用する。この場合において、第二十三条第二項中「登録事務等に關する料金その他の」とあるのは「その他の」と、第二十五条第一項中「役員等（法人等でない登録実施機関にあっては、第十九条第一項の登録を受けた者。以下同じ。）若しくは職員若しくは登録諮詢委員会の委員」とあるのは「役員若しくは職員」と、同条第二項中「役員等及び職員並びに登録諮詢委員会の委員」とあるのは「役員及び職員」と、第三十六条第一項中「收支予算及び資金計画」とあるのは「及び收支予算」と読み替えるものとする。

第五十条 削除
(報告及び検査)
第五十一条 国土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者、登録実施機関又は適正化事業実施機関に対し、その業務に關し必要な報告を命じ、又はその職員にこれらの者の事務所その他の事業所若しくは自動車に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
(許可の取消し等)

第五十二条 国土交通大臣は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がこの法律又はこの法律に基づく命令若しくは处分に違反したときは、六月以内の期間を定めて輸送施設の当該事業のための使用的停止若しくは当該事業の停止を命じ、又は当該事業の許可を取り消すことができる。

2 道路運送法第四十一条の規定は、前項の規定により輸送施設の使用の停止又は事業の停止を命じた場合について準用する。

(政令等の制定改廃に伴なう経過措置)

第五十三条 この法律の規定に基づき政令又は国土交通省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は国土交通省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(権限の委任)

第五十四条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方運輸局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方運輸局長に委任された権限は、国土交通省令で定めるところにより、運輸監理部長又は運輸支局長に委任することができる。

第五十四条の二 第五十二条第一項の規定により、国土交通大臣が輸送施設の使用の停止若しくは事業の停止の命令をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 道路運送法第九十条第二項及び第三項の規定は、国土交通大臣又は地方運輸局長が第五十二条第一項の規定による処分に係る聴聞を行う場合について準用する。

3 地方運輸局長は、国土交通大臣の権限に属する第五十二条第一項の規定による処分について国土交通大臣の指示があつたときは、利害関係人又は参考人の出頭を求めて意見を聴取しなければならない。

4 道路運送法第八十九条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

(国土交通省令への委任)

第五十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、国土交通省令で定める。

第六章 罰則

第五十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第三条第一項の規定に違反した者

2 第五十二条第一項の規定による輸送施設の使用の停止又は事業の停止の処分に違反した者

3 第五十七条第二十五条第一項(第四十九条第六項又は第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十八条 第三十条の規定による登録事務等の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録実施機関の役員等又は職員は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

1 第五十二条第二項において準用する道路運送法第四十一条第一項の規定による命令に違反した者

2 第五十二条第二項において準用する道路運送法第四十一条第三項の規定に違反した者

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第八条第一項(第三号を除く。)、第十三条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条、第四十三条第二項、第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条第一項又は第四十七条の規定に違反した者

2 第五条第二項の申請書、同条第三項の添付書類、第八条第一項の届出書、同条第二項の添付書類又は第十七条の再交付の申請書に虚偽の記載をしてこれを提出した者

3 第二十七条の規定による許可を受けないで登録事務等の全部を廃止した者

4 第三十二条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

5 第五十一条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十一条 法人等の代表者等又は法人等若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人等又は人の業務に關し、第五十六条、第五十九条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十二条 第二十六条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 (昭和五九年五月八日法律第二五号) 抄

2 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 2 第九条第一項第一号及び第二号の規定は、この法律の施行後についた行為について適用する。

附 則 (昭和五九年五月八日法律第二五号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二十三条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、海運局若しくは海運監理部の支局その他の地方機関の長(以下「支局長等」という。)又は陸運局長が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約その他の行為(以下この条において「処分等」という。)は、政令(支局長等がした処分等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸

局長、海運監理部長又は地方運輸局若しくは海運監理部の海運支局その他地方機関の長(以下「海運支局長等」という。)がした処分等とみなす。

第二十四条 この法律の施行前に海運局長、海運監理部長、支局長等又は陸運局長に對してした申請、届出その他の行為(以下この条において「申請等」という。)は、政令(支局長等に對してした申請等にあつては、運輸省令)で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれに基づく命令の規定により相当の地方運輸局長、海運監理部長又は海運支局長等に對してした申請等とみなす。

第二十五条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

第九条 この法律の施行前に、この法律による改正前の道路運送法、道路運送車両法、道路交通に關する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法、タクシー業務適正化臨時措置法若しくは自動車重量税法又はこれらの法律に基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の道路運送法、道路運送車両法、道路交通に關する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法若しくは自動車重量税法又はこれらの法律に基づく命令の相

當規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

附 則 (昭和六〇年一二月二四日法律第一〇二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

きる。新法第二十三条第一項の規定による登録事務等規程の認可の申請についても、同様とする。

(施行前にされた登録の申請に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にされたこの法律による改正前のタクシー業務適正化特別措置法（以下「旧法」という。）第五条の規定による申請であつて、この法律の施行の際、登録又はその拒否の処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、この法律の施行後に同号に規定する重大な事故を引き起こした登録運転者について適用する。

(指定登録機関に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十九条第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでの間は、新法第十九条第一項の登録を受けているものとみなす。

第六条 旧法第十九条第一項の登録事務等に従事する旧法第二十一条第一項の指定登録機関の役員又は職員（旧法第二十五条第三項の登録諮問委員会の委員を含む。）であった者に係る当該登録事務等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(秘密保持義務に関する経過措置)

第七条 旧法の規定に基づき旧法第二十一条第一項の指定登録機関の行う旧法第十九条第一項の登録事務等に係る処分又は不作為に関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による

第八条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行前に旧法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によれる。

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十一条 政府は、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二七日法律第八三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成二十七年十月一日
- 二 附則第九条及び第十六条の規定 公布の日

第九条 (タクシー業務適正化特別措置法の一報改正に伴う経過措置)

第二条の規定による改正後のタクシー業務適正化特別措置法（以下「新タクシー特措法」という。）第十九条第一項の登録を受けようとする者は、第二条の規定の施行前においても、その申請をすることができる。新タクシー特措法第二十三条第一項の規定による登録事務等規程の認可の申請についても、同様とする。

第十条 第二条の規定の施行の際現に新タクシー特措法第三条第一項に規定する単位地域（第二条の規定による改正前のタクシー業務適正化特別措置法（以下「旧タクシー特措法」という。）第二条第五項に規定する指定地域を除く。以下単に「単位地域」という。）内に営業所を有するタクシー事業者は、平成二十八年三月三十一日までの間、新タクシー特措法第三条第一項の規定にかかるわらず、第二条の規定の規定の施行の際現に雇用されている者でタクシーの運転者として選任されているものを当該営業所に配置するタクシーに運転者として乗務させることができる。

第十二条 第二条の規定の施行の際現に単位地域内に営業所を有するタクシー事業者（法人である者を除く。）は、平成二十八年三月三十一日までの間、新タクシー特措法第四十六条第一項の規定にかかるわらず、当該営業所に配置するタクシーに自ら乗務するときは、同項の規定による個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示することを要しない。

第十三条 第二条の規定の施行前に旧タクシー特措法（これに基づく命令を含む。）に相当する規定による個人タクシー事業者乗務証を当該タクシーに表示することを要しない。

第十四条 第二条の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新タクシー特措法（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律（第二条の規定については、同条の規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(検討)

第十七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定により不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴え提起については、なお従前の例による。

よる改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
 3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。
 (罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第一〇六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日